令和8年8月18日

保護者　様

岡山県立倉敷南高等学校長

# 高校生等教育給付金（家計急変世帯対象）のご案内

岡山県では、家計急変により保護者等の収入が激減し、高校生等教育給付金対象世帯に相当すると認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費の負担を軽減するため給付金を支給します。支給を希望される場合は、下記のとおり必要書類をご提出ください。

1　対象となる方･･･申請日において次の資格を全て満たす世帯

・保護者等が岡山県内に居住している世帯
（保護者等のいずれかが海外に居住している場合、及び生徒が児童入所施設入所中の場合は除く。）
・家計が急変し、保護者等が高校生等教育給付金対象世帯に相当すると認められる世帯（※1）
・生活保護法の規定による生業扶助が行われていない世帯

※1　所得割合算額の見込が非課税の世帯の例
（対象世帯区分②あるいは③の場合、またはこの例に該当しない場合はお問い合わせください）

| 世帯の人数 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 | 7人世帯 |
|---|---|---|---|---|---|
| 世帯の年収見込 | 2,216,000 円未満 | 2,716,000 円未満 | 3,216,000 円未満 | 3,704,000 円未満 | 4,140,000 円未満 |

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

2　生徒一人あたりの給付額（年額）

※7月2日以降に家計が急変した場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じた額となります。

| 所得要件等 | 給付金額 |
|---|---|
| ①　非課税世帯（生業扶助受給世帯を除く） | 143, 700円 |
| ②　保護者等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合計等が 105,500 円未満である世帯（対象世帯区分①を除く。） | 47, 900円 |
| ③　保護者等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合計等が 182,500 円未満である世帯（対象世帯区分①、②を除く。） | 35, 930円 |

3　必要書類

| 提出書類 |
|---|
| ①　高校生等教育給付金受給申請書（様式1の1） |
| ②　口座振替申出書兼委任状（様式5） |
| ③　家計急変の発生事由を証明する書類（※1） |
| ④　家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（※2） |
| ⑤　高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給決定通知書の写し |

※1･･･保護者等の死亡を証明する書類、医師による診断書等、休職中であることを証明する書類、雇用保険受給資格者証、離職票、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、申立書等

※2･･･課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）

4 家計急変の事由･･･次のいずれかに該当すること。

(1)保護者等が死亡したこと。

(2)保護者等が負傷又は疾病による療養のため90日以上就労が困難であること。

(3)保護者等が離職又は事業廃止した場合で、次のいずれかに該当すること。

ア 保護者等が被雇用者であり、雇用保険に加入している場合で、雇用保険受給資格者証において、次の離職理由コードに該当するとき。

| 離職理由コード | 離職理由 |
|---|---|
| 1A(11) | 解雇(1B及び5Eに該当するものを除く。) |
| 1B(12) | 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 2A(21) | 特定雇い止めによる離職(雇用期間３年以上雇用止め通知あり) |
| 2B(22) | 特定雇い止めによる離職(雇用期間３年未満更新明示あり) |
| 2C(23) | 特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間３年未満等更新明示なし) |
| 3A(31) | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 |
| 3B(32) | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 3C(33) | 正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く。) |
| 3D(34) | 特定の正当な理由のある自己都合退職 |

イ 保護者等が公務員である場合又は被雇用者であるが雇用保険に加入していない場合で、アに掲げる離職理由に相当する状況を証明できるとき

ウ 保護者等が事業を行う個人等で、次の理由により、その営む事業を廃止した場合

(ア)営む事業が債務超過等になったため

(イ)妊娠、出産又は育児により就労が困難になり、その営む事業を廃止し、その後30日以上就労することが困難になったため

(ウ)保護者等の父母の死亡又は負傷若しくは疾病(事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が90日以上である場合)により、保護者等が父母を扶養するため

(エ)保護者等による看護を常時必要とする親族の負傷又は疾病(事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上である場合又は常時の介護が必要な場合)のため

(オ)被災が原因で就労が困難になったため

(4) 被災その他の予期せぬ事由により、高校生等教育給付金対象世帯に相当するまで収入が減少したこと。

5 申請時期及び申請先

家計急変後、随時、倉敷南高校事務室へ申請してください(保護者等が県外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。)。

6 給付時期･･･審査完了後、通知にてお知らせします。

お問い合わせは倉敷南高校事務室まで　086-423-0600